

令和6年度 第2回下水道事業審議会 議事録（要旨）

1. 開会	
2. 議事	
発言者	発言内容
会長	<p>本日もよろしくお願ひします。</p> <p>前回は5月30日で、大分空いてしまったので、忘れてしまったことも多いかと思ひますけれども、円滑な進行にご協力の程よろしくお願ひいたします。</p> <p>今日は会場が、昨日の地震の影響で別室になっておりますが、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは早速ですが、今日の次第のとおり、現行の使用料体系、使用料見直しの事例整理、最後のメインになるであろう使用料見直しの方向性について進めていきたいと思ひます。</p> <p>スライドの2ページになりますが、次の審議会が10月で、最後が12月の予定で、10月が使用料見直しの案ということで、今日、決定したことを纏めるのが10月になってしまいますので、実質的には今日が一番重要であると思っております。最後の12月の答申については、答申をまとめたものを提出するだけになるかと思ひます。12月は全員参加になるのですか。</p>
事務局	<p>答申は会長だけを考へています。</p>
会長	<p>そうなると、今回と10月の第3回でまとめるイメージとなりますので、活発なご意見を頂戴できたらと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは資料もたくさんありますので、途中で切りながら、都度、質問をしていただく形をとりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。</p> <p>では、事務局の方から順番に説明をお願ひします。</p>
事務局	<p>はい、承知しました。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず資料の確認ですが、今日資料をお持ちでない方いらっしゃいますでしょうか。</p> <p>それと机の上に配布しておりました次第ですが、日時が8月9日木曜日となっております。申し訳ございませんが、金曜日の間違いです。訂正のほどお願ひします。</p> <p>それでは始めさせていただきます。</p> <p>資料の3ページですけれども、まず第1回審議会の振り返りといった</p>

しましては、本市では基準外の繰入金令和9年度から、1億円を超え年々増加する見通しであるために、さらなる経営改善の努力が必要になってきています。

ピンク色の部分が、総務省が定める繰出基準に含まれていない繰出金になっており、そこが年々増加傾向にある、ということで前回説明をさせていただいております。

次に、現行の使用料体系につきまして、ご説明させていただきます。資料の5ページになります。洲本市の下水道の使用料につきましては、一般汚水と公衆浴場の2つに分類されております。公衆浴場については現時点では1件の適用しかございません。

一般汚水につきましては基本使用料が税込みで990円となっております。その後、1 m^3 使うごとに従量使用料が発生する仕組みになっています。

使用量に応じた逦増型であり、例えば、1ヶ月で20 m^3 の使用量では、まず基本使用料の990円に加え、1 m^3 から10 m^3 までは、1 m^3 当たり20円、税込で22円、さらに11 m^3 から20 m^3 までは、1 m^3 当たり120円、税込132円の使用料をいただくようになっております。

公衆浴場につきましては、一律単価が110円となっております。税込みでは121円です。これが現在の洲本市の下水道使用料の体系となっております。

次に令和4年度の実績ではありますが、下水道の使用状況について説明させていただきます。

まず契約件数が最も多い使用水量区分は、0から10 m^3 であり、次いで、11から20 m^3 、21から30 m^3 と続いて、公衆浴場は1件のみとなっております、使用水量が少ない世帯が一番多くなっています。また件数は徐々に減っています。

続きまして、7ページです、それに対して使用料収入がどうなっているかを表したものが次のグラフとなっております。

見ていただくと分かる通り、1000から5000 m^3 の使用料収入のところが一番多くなっております。先ほどのグラフですと、月平均で8件ほどのところが一番多く、続きまして11から20 m^3 、次に、0から10 m^3 、次に21から30 m^3 となっております。

0から10 m^3 は概ね1人ないしは2人世帯、11から20 m^3 は概ね3人ないしは4人世帯、31から40 m^3 で1世帯に概ね6人以上の使用水量と考えられます。

	<p>41 から 50 m³では個人経営の飲食店さん等が比較的多いと思われます。100 m³になってきますと、大きい飲食店、チェーン店等で使われている水量が概ねその程度であると、考えられます。</p> <p>200 m³を超えてきますと、もう旅館であるとか、本当に大口のところとなっております。</p> <p>続きまして、8 ページです。</p> <p>前回も少しご説明させていただきましたが、島内 2 市との比較となっております。島内 2 市では淡路市の使用料が最も高く、20 m³使用した時の下水道使用料は 3,322 円。次に、南あわじ市で 2,750 円、洲本市は 2,530 円となっております。</p> <p>0 m³から 99 m³までの使用水量ですが、そこで比べても、洲本市が一番低い使用料となっております。</p> <p>続きまして兵庫県内における、洲本市と類似団体の比較です。</p> <p>まず、類似団体についてですが、類似団体というのは、処理区域内の人口区分、処理区域内の人口密度と供用開始後の年数区分、その 3 つで、公共下水道の場合は分類されます。</p> <p>洲本市では、処理区域内人口が 3 万未満、処理区域内人口密度が 1ha 当たり 25 人以上、供用開始後の年数区分が 15 年以上の区分に分類されます。洲本市の他に、稲美町、上郡町、香美町の 3 つが、類似団体となります。</p> <p>特環下水道事業につきましては、供用開始後の年数区分しかありません。本市では 15 年以上で島内 2 市を含めた、20 団体が類似団体に分類されております。</p> <p>公共下水道事業の類似団体である。香美町、上郡町、稲美町との使用料の比較を行っております。</p> <p>兵庫県内の類似団体で比較した場合、使用水量が 20 m³当たりの下水道使用料につきましては、</p> <p>香美町が一番高く、4,587 円。次に、上郡町、洲本市、稲美町と続きます。この順番は、使用水量が 0 から 100 m³まで同様に続いております。</p> <p>ここで一旦説明を止め、質問等がございましたら、お願いします。</p>
会長	ここまでで何か聞きたいことがあれば、ご質問をお願いします。
委員	洲本市の使用料体系は資料から見ると、基本使用料と 10 m ³ までは少し逡増となっているが、類似団体や島内 2 市は 10 m ³ までは一定金額となっている。
事務局	基本使用料の中に 10 m ³ までは含まれているということです。

委員	世の中の趨勢としては、そちらの方が多いいいことですか。
事務局	現状では多いですが、それを改めて、基本使用料は 0 m ³ まで、あとは 1 m ³ でも使えば、それに応じて、使用料をいただくように改定しているところが最近増えていっています。
委員	洲本市のようにしていっているということですか
事務局	おっしゃる通りです。
委員	10 m ³ なら 1,100 円なので、基本使用料として揃える方が分かりやすいように思う。
事務局	現状では、洲本市と同じ使用料体系にしていっている自治体が増えてきていると思われます。
委員	その理由は何でしょうか。
事務局	基本使用料はあくまで基本使用料という考え方だと思います。使用すればその分だけ使用料をくださいと、使用しなくても高い使用料を支払うのではなく、使用しなければ、基本の、洲本市でいうところの 990 円で、使用すれば使用した量に応じて使用料を頂戴するということです。
委員	ということは、0 m ³ から直線が上がった方が良いということですか。水量 0 m ³ で基本使用料が必要となり、そこから上がって行くと、洲本は水量 0 m ³ で少しだけ上がって、折れ曲がっているけど、線形で上がっていく方が良いと思う。 10 m ³ までが角度が低くなっているのは何か理由があるのか。
事務局	恐らくですが、単身世帯だとか高齢者世帯とかですとか、使う量が少ないだろうということで、そういった世帯に配慮したような使用料体系をとっているものと考えられます。
会長	大体配慮しています。少ないところの水量については。 今言っていた単身や高齢者の負担を高くしないと、いわゆる福祉的な要素が使用料体系にどこの自治体も組み込まれている。
委員	10 m ³ というのが一般的なラインとなるのでしょうか。
事務局	概ね 10 m ³ までだと、1 人とか 2 人とかの世帯が使用する水量になっています。
会長	安くする必要はないとは思いますが、そこは安くしているところが多いです。
委員	水道もそうですか。
事務局	水道もそうです。
会長	結局、6 ページの 0 から 10 m ³ の契約件数が最も多く、約 2,400 件ですが、7 ページを見ると、契約件数は多いのに、使用料収益は 11 から

	<p>20 m³と同じか、それ以下になっています。契約数は多いですが、使用料収益は約 260 万円で、11 から 20 m³が 290 万円となっています。</p> <p>使用料単価が低いので、使用料収益については 11 から 20 m³の方が高くなっている。</p> <p>逆に 7 ページのグラフで、右から 2 つめのグラフが 430 万円あるが、契約件数は 8 件しかない。これは工場ですか。</p>
事務局	旅館や病院です。
会長	<p>旅館などの使用水量が多いところは単価が上がっています。</p> <p>5 ページを見ると。</p>
事務局	一番単価が高いところで、300 m ³ を超えたところで 230 円/m ³ になっています。
会長	<p>最初は 20 円/m³ですが、300 m³を超えると 230 円/m³になっているので、これが非常に利いている。</p> <p>使えば使うほど高くなるというのが、昔はこのような体系になっていましたね。それに上水と連動していて、かつては水不足等もあり、使えば使うほど料金は高かったので、一番水量を使うところは高くしようということは多くの自治体であったようです。</p>
委員	<p>水道料金をこれまで見たことがありませんでしたが、先日見たところ、15 m³でした。</p> <p>0 から 10 m³の使用料の平均が 1,090 円くらいで、11 から 20 m³の使用料の平均が 1,900 円くらいとなって、この使用水量の区分にいる方がほとんどですよ。</p>
事務局	そのとおり、ほとんどです。
委員	これを見ると、結構手厚くしていただいているように思います。
会長	上水道料金と一緒に支払をしているので、下水道使用料だけを見ないですよ。
委員	上水道を使用した水量が下水道の使用量となっているのですか。
事務局	おっしゃる通り、同じです。
会長	上水ではなく、井戸水を使っている場合は、メーターを設置して、水量を計測するようになっています。
委員	<p>我々の感覚で言うと、上水道の料金が 1 万円としたら、5 千円が汚水の使用料となって、合計 1 万 5 千円となるというようなレベルでしか分かってないのですが、下水道だけでなく、上水道も併せて考えないと理解が難しいのではないかと思います。</p> <p>上水道の方は風呂の水であるとか、洗濯で使ったした等で目に見えるが、下水道の場合は見えてこない。</p>

会長	上水道は一緒ですね。淡路島の上水道は企業団でやっていますよね。
事務局	上水道で使った水量が下水で使った水量ということで、使用料をいただいております。
委員	要するに 50%が下水道の使用料に入っているということでしょうか。
事務局	そうではなく、例えば、上水道で 100 m ³ 使用した場合、下水道の方へ流したのも 100 m ³ として、使用料の計算をさせていただいています。
委員	それが大体 50%くらいになっていますか。そのような感覚です。
事務局	20 m ³ を使用した場合、概ね 6 割から 7 割程度ですが、基本使用料しかない場合ですと、9 割程度になっています。 上水道料金の 6 割、5 割というような計算方法では行っておりません。
委員	上水道使用料の 5 割が下水道使用料というような感覚でいました。上水道を使用するほど、下水道の使用料も上がるということですね。今の話だと、上水道も下水道もそれぞれ単独ということですか。
事務局	その通りです。上水道、下水道それぞれ別に料金の計算を行っています。
委員	上水道だとメーターが設置されているので、使用した水量が分かるけれども、下水の場合ですと、排水量はわかりませんか。
事務局	わかりません。そのため上水道を使用した水量を排水量としています。
会長	類似団体で比較すると、洲本は下から 2 番目になっているということですね。
事務局	そのとおりです。稲美町が最も安くなっています。
会長	この類似団体というのは比較してもあまり意味がないように思います。各自治体で背景が違いますので。それに自治体の地形もありますし。私はこの類似団体は意味が無く、いつも思っています。
委員	話は少し戻りますが、大規模に使用されているところの単価が上がっていると、今回見直しをされる場合、その部分がクローズアップされることを想定すると、大規模になるとコストが必要となりますという説明になりますか。 つまり、どのようなコストが一般家庭と事業所では違ってくるといような説明になりますか。
事務局	コストについては、小水量であれ、大水量であれ、違う部分はないので、一律 10%、20%の改定率とする予定です。
委員	今のベースがあって、それに対して一律ということですね。

会長	<p>他によろしいですか。 それでは続きをお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、12 ページになります。 近年の兵庫県内における使用料の見直しの事例になっております。 これは、各自治体のホームページや広報紙等により整理したものとなっております。</p> <p>令和に入ってからですと、右側の表でいうと 2 番の小野市から 9 番のたつの市まで 8 団体が使用料の改定を行っているということが確認されました。</p> <p>またこの中で小野市、三田市、神河町が令和に入ってから、先程、少し話題にも出ておりました、基本使用料の中に基本水量が含まれていると、例えば 5 立米までは基本料金に入っているところを見直しておりました。</p> <p>続きまして、13 ページになります。</p> <p>13 ページにつきましては、各排水量区分で、使用料改定を行った自治体の料金を比較したのとなっております。</p> <p>使用料の改定率としては、0 m³の場合は平均改定率として、20%の改定を行っていました。</p> <p>続きまして、14 ページです。</p> <p>先程は 0 m³でしたが、次は 10 m³当たりで、どれくらいの改定率を行っているかっていうのをグラフにしたもので、ここでは平均改定 21.3%となっております。</p> <p>次は 20 m³になりますが、ここでは平均改定率は先ほどと近い数字で 21.6%、30 m³では 20.9%、17 ページの 40 m³では 20.8%。</p> <p>18 ページの 50 m³では 20.5%。</p> <p>19 ページの 100 m³では、19.2%と少し下がっております。</p> <p>最後に 200 m³当たりの下水道使用料につきましては平均改定率 17.2%となっております。</p> <p>この中から、先ほど申し上げた小野市の旧使用料と現行の使用料グラフに表してみたところ、次のようになっております。</p> <p>単価の表を比べてみますと、どこの水量区分を見ても、概ね 9.6%から 9.9%の値上げ率となっております。</p> <p>次の相生市でも、どこの水量の区分につきましても似たような値上げ率となっております。播磨町、加西市も同様に、どこの水量区分についても同じような値上げ率となっております。</p> <p>次に、過去 10 年程度の使用料の見直し事例を総務省が出しております</p>

	<p>す。下水道事業経営指標・下水道使用料の概要より、直近10年の下水道使用料を見直した202事業体のうち、関西地方で値上げを実施したのは32事業体ございまして、その平均の改定率としては16%となっております。</p> <p>以上が、使用料見直しの事例の整理となっております。</p> <p>また一旦ここで止めさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは11ページから25ページまでで何か質問はありますか。</p> <p>おさらいですが、12ページでは、基本水量をなくして、つまり基本使用料に10m³まで入っているのを、資料でいうところの旧使用料でA欄に○が付いているところが、現行使用料でA欄の○が若干減って、B欄の基本水量なしのところが増えてきており、洲本市のようなところが増えてきているということです。</p> <p>単価を上げているかどうかは分からないので、さほど変わっていないのが実態だと思います。</p> <p>というのがこの12ページです。</p>
委員	<p>細かいところですが、6番と7番の丹波市と神戸市はA欄からA欄ですが、塗りつぶした赤○になっているのはどういう使い分けですか。</p>
事務局	<p>基本水量が0から10m³だったものを、0から5m³に変更したなどです。</p>
委員	<p>基本水量の切り方を変えているということですね。</p>
会長	<p>次のページから似たようなグラフが続きますね。</p> <p>0m³で見たときの使用料の改定率で、次が10m³で見たときの改定率で、段々と水量を上げていって、各段階の改定率を見ているということですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>平均だけを見ると、最初の方は概ね20%で、後ろの方は概ね17%であって、若干今までは通増していたものが、少し緩やかになっている傾向があるということが分かるだけですよね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
会長	<p>では、洲本市はどうするかというと、そのままにしようとしていますよね。つまり、今の使用料体系があって、その通増の度合いはそのままにして、一律10%なり、20%なりの改定をするということを考えていますね。</p>
事務局	<p>おっしゃる通りです。</p>
会長	<p>そのことを言いたい資料なので、この部分で何かありますか。</p> <p>21ページから24ページで、小野市は使用水量が多い区分を上げてい</p>

	るようにみえます。100 から 200 m ³ で 9.9%になっていますね。
事務局	多少の傾斜をつけた可能性もありますが、改定率を決定して、円未満を四捨五入などした際の誤差もあると思われます。
会長	次の相生市は基本使用料 12%で、5 から 10 m ³ が約 10%となっているので、基本使用料を少し上げたということかな。 ただ他の自治体を見る限り水量区分でそれほどの差別化はしていないということは分かります。
事務局	おっしゃる通りで、どの水量区分においても概ね同程度の改定率となっています。
会長	次の播磨町はどうですか。
事務局	播磨町も概ね 20%程度です。
会長	若干水量多いところが低くて、少ないところが高いですかね。
事務局	多少の傾斜は付けているかもしれません。 24 ページの加西市については、一律 30%です。
会長	収益だけ考えたら、基本使用料と、0 から 10 m ³ と 10 から 20 m ³ の単価を上げる方が、下水道事業としては、多分収益は上がります。 ですから播磨町は 10 から 20 m ³ が値上げ率 25%となっていることは、収益に与える影響が大きい改定を実施されているように思われます。 加西市はどうですか。
事務局	加西市は一律 30%の改定となっています。
会長	洲本市が考えている、どこの水量区分も一律同じ改定率で値上げを実施したということですね。 概ね 20%というのは、兵庫県内の改定率の平均ということで、そういう傾向があるということですね。 25 ページの関西でいくと、20%より少し落ちていますね。どこが効いているのでしょうか。大阪ですか。 影響が大きそうなのは、京都、大阪、奈良、神戸は 2%ですか。 逆に 40%を超えているのは、京田辺市。
事務局	改定前の使用料が安かったためと考えられます。
会長	洲本市の改定していない年数はどのくらいですか。
事務局	約 18 年です。
会長	その 18 年は期間としては空いている方なのですか。
事務局	18 年以上使用料の見直しを実施していない自治体もあるとは思いますが、おそらく長い方と思われます。 どこかで見直しがあっても良かったものと思います。
会長	検討をしたことはあるのですか。

事務局	これまではありませんでした。
委員	兵庫県で平均が 20%となっていました。このパーセンテージはあまり意味が無いように思います。70%, 80%上げている自治体もあるので、その件数の平均ですか、それとも金額の平均ですか。各自治体の改定率の単純平均ですか。
事務局	単純平均です。
委員	改定率で多いのはどの程度かを見ると 15%くらいになる。
会長	猪名川町の 70%, 80%というのはどういうことでしょうか。非常に大きい改定率ですね。
事務局	安い下水道使用料に対して、例えば 100 円の値上げをした場合、他の自治体だと、10%, 20%の改定率となるが、40%, 50%の改定率になってしまう場合がある。
委員	改定の頻度も併せてみないと、30 年間改定していない時の改定率と 1 年ごとに改定している時の改定率を比較しても意味が無いと思う。
会長	2 番の小野市は値下げですか。
事務局	これは 0 m ³ のところですので、基本使用料に基本水量が入っていたのを廃止したため、0 m ³ のところは安くなったと思われま。
会長	次へ進めてもよろしいですか。それでは 26 ページからお願いします。
事務局	<p>続きまして 26 ページ、使用料見直しの方向性についてです。27 ページをご覧ください。</p> <p>下水道事業の経営原則として、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担を除いた全額というのが、使用料対象経費になります。これは国土交通省の HP より抜粋したものにあります。</p> <p>公費負担とは、総務副大臣通知で示されている一般会計繰出基準のことで基準内繰入金のことになっております。したがって、基準外繰入金がないことが理想であると言えます。</p> <p>続きまして、28 ページになります。</p> <p>令和 4 年度では、この上側の表でピンク色の部分が、繰出基準に基づかない繰入金であり、これが一般会計からの基準外繰入金で、約 0.1 億円、1000 万円程度ありました。</p> <p>その下の表につきましては、最初にお示しさせていただきましたが再度、ご説明させていただきます。ピンク色の部分が基準外繰入金となっており、令和 4 年度で 0.1 億円、令和 5 年度で 0.5 億円、それ以降、年々増加傾向にあるということがわかります。</p> <p>次に使用料体系にはどのような種類があるかというご紹介になります。</p>

まず、一部使用料制で、これは基本使用料制と、従量使用料制に分かれます。1世帯当たりであるとか1人当たりで設定しているのが基本使用料制で、従量使用料制というのは、水道料金の例えば8割を下水道使用料とするといったものになっております。

本市では、二部使用料制を採用しておりまして、基本使用料プラス従量使用料で、この従量使用料は、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しております。

使用料見直しのイメージが30ページになります。使用料の見直しについては、基本使用料や、従量使用料、また数量に応じてどの区分を値上げするかなどを検討することになり、現行使用料に対して、以下の3つの見直しのケースが考えられます。

まずケース1が一律に料金の値上げをするケース。2番が小水量区分の値上げを抑えて、大水量区分の値上げを増やすケース。3番が小水量区分の値上げを大きくして、大水量区分の値上げを抑えるケースです。

ケース1の一律が基本であると、事務局としては考えております。

続きまして、使用料算定期間と使用料対象経費についてです。使用料の算定期間というのは財政計画等の計画期間における、収支見通しを踏まえて、下水道使用料算定のために、使用料対象経費を単算定する期間のことで、一般的に3年から5年程度に設定されております。

今回の検討に当たりましては、その期間を令和8年から令和12年度の5年間とし、排水量の減少等による減収と、近年の物価上昇も踏まえ、今後も3年ないしは5年程度の期間で使用料の見直しを検討していこうというふうに考えております。

また、使用料対象経費というのは、汚水処理に係る維持管理費及び資本費のことで、公費負担部分を除いた全額のこととなっております。使用料対象経費は近年の物価上昇の影響もあり、年々増加傾向にあり、今後さらに増加する見込みとなっております。

次、32ページが使用料対象経費の見込みで、こちらの表です。

グラフで示させていただいた通り、令和4年度までは実績、令和5年度以降は予測となっております。令和5年度の実績値が算出されています。ここでは約2億2200万程度ですが、実績値としましては2億2500万で、それほど大きく離れているものではありませんでした。

これを見ていただくとわかる通り、令和8年度から令和12年度で、多少ですけれども増加傾向にあるということがわかります。

このように汚水処理費、使用料対象経費が増加傾向にある中、ここに示しております、経費回収率を、原則的には100%を目指していかなけ

ればならなりません。これを 100%にするためにはどうすればいいかを考える必要があります。

まず、経費回収率というのが、汚水処理に要した費用に対して使用料収入がどれくらい入ってきたかをその割合を示したもので、使用料収入を汚水処理費で割り、100 を掛けたものをパーセンテージで表記したものとなっており、100%未満になると、汚水処理費を使用料収入で賄えていないということを示しております。

独立採算の原則であるとか、受益者負担の原則の観点から考えますと、経費回収率は 100%以上であることが望ましいと思われれます。

令和 4 年度の実績については公共下水道事業で 93.6%、特環下水道事業では 41.2%であり、ともに県内平均を下回っている状況となっております。

次の 34 ページをご覧ください。

これは兵庫県の地図となっておりますが、左側が公共下水道事業の、経費回収率で、兵庫県内自治体がどれぐらいの割合であるかを示しております。右側の地図では、特環下水道事業の経費回収率が各自体でどれぐらいの率かを示しております。

県内平均といたしましては、令和 4 年度で、公共下水道事業の場合、101.7%。本市では 93.6%となっております。特環下水道事業につきましては、経費回収率が県内平均 82%、本市では 41.2%となっております。

次に、35 ページをお願いいたします。

現行使用料の場合、算定期間において経費回収率は 80%を下回る見込みとなっております。

算定期間において、経費回収率 100%を目標とする場合、下の表にある通り、28%の見直しが必要というふうに考えられます。

次のグラフは、特環下水道事業のみを抜き出したものです。特環下水道の事業の場合、30%の見直しを行った場合でも、経費回収率は 60%を超えることはない見込みです。

コミプラの場合、30%の改定を行った場合、経費回収率は 50%を下回る見込みです。

公共下水道事業の場合は概ね 35 ページの表と同じような傾向となっております。

最後にまとめになります。本市の下水道事業は平成 17 年度の旧洲本と旧五色町の合併後、下水道使用料の見直しを行っておらず、現在で 18 年が経過しております。近年は、エネルギーコストの高騰により、

	<p>今後も、汚水処理費用にかかる費用は増加傾向にあります。</p> <p>下水道事業は公営企業であり、必要な経費は受益者の方からの収入をもって賄う必要があることから、持続的な下水道事業経営のためには、定期的な下水道使用料の見直しが必要であり、5年を算定期間として、30%を目途とした使用料の改定が必要になると考えております。</p> <p>以上です。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ここにつきましては、皆さん色々あると思いますので、お一人ずつご意見を伺えますか。</p> <p>まず資料でよく分からなかった箇所の質問からしていきましょ</p>
委員	<p>32 ページで、実績として令和 2 年度から令和 4 年度まで増加して</p> <p>いて、令和 5 年度で減少しています。どうして減少しているのでしょうか。</p> <p>それと令和 8 年度の算定する期間で大きく増やしているのは何かあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず令和 4 年度までは実績値になります。令和 5 年度の実績値も既に算出はしております。</p>
委員	<p>令和 5 年度は低く予想していて、実績値も低くなったということ</p> <p>でしょうか。そうであれば、令和 5 年度で低くなった理由は何でしょうか。普通で考えれば、緩いカーブで増えていきそうですが。</p>
事務局	<p>ある程度減価償却が終わったものであるとか、あとその年は修繕費が少なかった等です。</p>
委員	<p>令和 5 年度は予測値ですよ。</p>
事務局	<p>そうですが、令和 5 年度は予測値と実績値に近い金額になっています。令和 5 年の予測値としては約 2 億 2 千 2 百万円と予測しています。</p>
委員	<p>なぜ低く予測できたのでしょうか。</p>
事務局	<p>予測できるのは、ある程度金額の大きい減価償却費で、償却が終わったものが比較的多かったと考えられます。修繕費であるとかそういったものは、予測はできません。</p> <p>この予測できるものでいうと、ある程度金額の大きいものである減価償却費になります。令和 4 年度で耐用年数が了し、令和 5 年度からその分の減価償却費は 0 円になります。ただし、資産としては残っている</p> <p>ので、当然活用します。というのが令和 4 年度に一定程度あったので、予測できたと考えられます。</p> <p>令和 8 年度のところで、金額が大きく上がっているのは、これも想定している設備の更新、大きい電気設備や機械設備の更新があります。</p>

	その工事は1年で終わるようなものではなく、2年3年かかるようなものです。例えばそれを、令和5年度から始まったとして、更新が完了するのは令和7年度、減価償却始まるのが令和8年度になり、減価償却費が上がっていくと、予測をしています。
会長	一気に上がるのですか。
事務局	電気設備の関係で、比較的大きい機械の更新を実施する予定です。
委員	令和2年度、3年度、4年度も大きい投資をしてきたということですか。
事務局	その年度で、污水幹線の整備や機械の更新を行っていますので、増加している要因としては、減価償却費の増加と考えられます。
会長	減価償却費は増えて、減ってというイメージでよろしいでしょうか。令和8年度からはある程度横ばいになっていますが。
事務局	令和8年度からの投資金額は一定額と見込んでいますので、それほど大きい増減はないと考えています。
会長	一方で減価償却が終わっていくものがありますよね。
事務局	減価償却が終わるものと、新たな投資により減価償却が始まるものが、概ね同程度であるため、つり合いがとれていると考えられます。
委員	<p>表の見せ方自体が大雑把過ぎているので、もう少し要素ごとに分解されたりすると良いと思います。</p> <p>そうすれば、先程おっしゃったとおり、施設の更新イメージがしやすいと思う。この表のまま説明すると、何があるのか疑問を抱かれる恐れがあります。</p> <p>確か1回目の資料の21ページに、建設改良費の推移をグラフで示して頂いています。令和6年度と令和7年度の金額が大きくなっていますので、このことを言っていたのかと理解しています。</p>
事務局	<p>お持ちでしたら1回目の資料の21ページをご覧ください。</p> <p>(スライドを1回目の資料に切り替え)</p> <p>建設改良費の見込みとして、令和6年度で7.5億円、令和7年度で8.7億です。主に設備、機械設備や電気設備で処理場の改修に多額の投資が必要になってくると推計しているものです。</p> <p>この部分の減価償却費が、令和8年度から開始されると考えていただければいいかと思います。</p>
会長	損益で考えるのか、資金で考えるのかがあると思いますが、資金で考えるとどうなのでしょう。
委員	経費回収率で考えると、減価償却費は考慮する必要があります。
会長	公営企業の専門的なことを申し上げますと、損益勘定留保資金という

	<p>のがあって、減価償却費で貯まった過年度の資金がどの程度あるかというのがありますが、それはほとんど無いのですか。</p>
事務局	<p>ほとんどありません。</p>
会長	<p>そうであれば、貯金はゼロであるということですね。</p>
委員	<p>アセットマネジメント等を作っていて、長期的な投資計画のなかで、今後使用料改定について、市民の皆様や市議会へ説明するにあたって、電気代の高騰等もあるとは思いますが、計画的に事業を実施していく中でこれだけの使用料改定が必要であることをお示しする必要があると思います。</p>
事務局	<p>ストックマネジメント計画の作成は行っています。それは5年間の、計画です。それに基づいて機械とかの更新工事等を行っていく計画です。</p> <p>その中で、今後50年間でどの程度の設備投資を実施する予定かという総額は、大まかな金額ですけど算定されています。その中で計画期間と、その間の投資費用で算出した、年間の設備改修金額は出ております。</p> <p>投資計画で言うと、令和8年度ぐらいからある程度一定金額となっています。その金額は、ストックマネジメント計画で算出された、平均金額を使って、投資額としています。</p>
会長	<p>使用料収入は2億円くらいですか。</p>
事務局	<p>2億円までは届かず、1億8千万から9千万円です。</p>
会長	<p>32ページで令和5年度と令和8年度を比べると、4千万円くらい使用料対象経費が増えています。2億円の20%だと4千万円となりますが、どうして30%の改定が必要となるのか。</p> <p>使用料収入が1億8千万円として、その20%は3千6百万円となります。1億8千万円の25%では4千万円を超えますよね。</p>
委員	<p>今日の資料で言ったら、令和4年度で2億8百万円くらいです。</p> <p>7ページに記載の金額を足し合わせると、その金額となっています。</p>
事務局	<p>税込金額となっているため、1.1で割り戻していただく必要があります。</p>
会長	<p>割り戻すと約1億9千万円で、その22%で4千万円になりますが、経費回収率でみると28%程度の改定が必要となる。そんなに乖離があるかとも思いますが、それは最初の3年が100%を超えているからですか。</p>
事務局	<p>最初の3年は100%を超えています。経費回収率は令和8年度から令和12年度の5年間の平均で100%を超えるのが改定率28%となっています。</p>

会長	この部分をどのように考えるかですが、緑の線（28%見直し）で100%を超えている領域は広いです。一方で、残りの2年の100%を下回っている領域は狭いので、もう少し改定率を下げても良いと思います。
委員	100%にしなければならない法律等はあるのですか。
事務局	それはございません。100%が望ましいと言われていています。
委員	市民からすると選ぶ余地がなく、違うものにも乗り換える等はできません。
会長	100%を超えていなければ、税金が投入されるイメージです。
委員	その税金を他の人が負担するということで、国からもらえるものはないのですか。
事務局	国からもらえるものはないです。
委員	洲本市が使う税金が減ることですか。
事務局	総務省の繰出基準内のものであれば、国からの普通交付税の中に何割かは算入されていますが、基準外繰出についてはございません。
委員	皆が下水道に加入していないから税金を投入しづらい部分があります。下水道の利用者で賄うという考えですね。
委員	今、5000世帯くらい加入しています。
委員	淡路市と同じ額にするとすれば、何%の改定率になりますか。
事務局	30数%です。
委員	25%改定しても淡路市よりも下になるということですか。
事務局	そうです。
会長	20㎡の場合、淡路市は洲本市の1.31倍となっています。
委員	<p>神陽台と都志の下水道に関しては、人口も減っているの、ギリ貧になっている。</p> <p>下水道の計画をした際、都志小学校の人口は200人以上だったが、今では50人くらいになっている。全員が下水道区域から来ているわけではないが、それだけ大きな設備投資をしているが、人口は減る一方である。</p> <p>その分を上乗せしておかなければ、またすぐに値上げとなってしまう。</p>
会長	処理場の委託料は多額となっているのですか。
事務局	多額となっています。
委員	一定地域のみ下水道管が入っていないので、これ以上利用者を増やすことはできない状況です。その人口が減れば減るほど、使用料収入は減ってしまう。その状況に陥っています。

会長	想定収入の半分になっているということですね。
委員	洲本処理区の場合は、下水道管を延伸して新規を獲得することが出来るが、都志と神陽台の場合、新規を獲得することが困難です。
委員	神陽台は約 300 世帯で、その中で既に高齢化は始まっています。10 年以上まえですが、神陽台だけで小学生が 100 人ほどいました。 いまでは単身世帯や高齢者 2 人世帯が多くなっています。
委員	キャパシティーが必要以上に大きい。 震災後の河川改修と震災復興を絡めて事業を実施しているので、予算が多額についていた。そのため過剰な施設となっている。 また人口を呼び込もうという計画の元、事業を実施しているが、200 人いた小学生が 50 人になっている。つまり計画と逆行している。人口を増やす予定でインフラ整備を実施したが、人口は減っていつている。
会長	何とか増やすことはできないですか。
委員	日本の少子高齢化を解決するような内容ですね。 E0 光も下水道も通っている地域とそうでない地域があり、コンパクトな地域にのみインフラ投資がされていない。したがって、一定地域に人を呼び込まないと、下水道の加入者を増やすことはできない。 そういった点も見越して、改定率を考える必要がある。 海の傍にあるため、設備が故障した時には相当な費用が必要となる。
会長	故障した場合、更新しないわけにはいけません。 設備の縮小はできるのですか。
委員	浄化槽を設置してくださいとなるかな。
会長	それは逆行していますね。
委員	将来的には安くなるかもしれない。
委員	人口密度が大いに関係ありますね。 神戸は下水道使用料が安いです。多くの人に住んでいるので、効率が良いのしょうね。逆に整備が進んでいないことが功を奏しているのかもしれない。 収入は 2 億円くらいで、経費としては 2 億 6 千万円くらい必要となり、6 千万円程足りない。
会長	4 千万円ではないですか。
委員	もう少し先をみると 6 千万円くらいとなり、それを使用料で賄う必要があるということですね。
事務局	そう考えると改定率の上限は 30%となります。
委員	2 億円の 30%でちょうど 6 千万円になりますね。このように説明をしていただけないと、なかなか理解できない。

会長	<p>使用料収入の2億円が無いと、解りにくいですね。</p> <p>また、人口がいつまでも同じ水準とは限りませんので、10年度に人口が下がったら、また値上げをしなければならないです。</p>
委員	<p>値上げをしたら、皆さん節水するような気がします。私も雨水を溜めようかと思います。庭の水にそれを使えば、1割は使用水量が下がるように思います。それで10㎡までに収まれば、使用料収益は下がりますよね。</p>
会長	<p>20㎡までの改定率を大きくすれば、使用料収入は良くなります。</p> <p>ただ、それをすると影響が大きく、そこまでするかとなりますので、今の事務局の案は、一律の改定となっているんですよ。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおり、一律の改定を考えています。</p>
会長	<p>企業誘致等で、一番使用水量が多いところが増えてくれば、一番ありがたい。</p>
委員	<p>そうなる投資をする必要があるのではないでしたか。今の処理場では能力が不足するのでは。</p>
事務局	<p>前回、ご説明させていただいたのが、例えば、少し離れたところに、工場ができるので、そこに污水管を伸ばしていくとしても、設備投資が必要になってきます。その事業体の排水量がどの程度あって、投資はどの程度必要かを見越した上での投資は今後必要になってきます。</p> <p>また、排水量が処理場の方で処理できる量なのかも併せて考えていく必要があります。</p>
会長	<p>話は変わりますが、削減できる経費はないですか。</p>
事務局	<p>これまでに削減してきたものとしては、平成30年度の時点で、下水道課として職員9人でしたが、現時点でもう6人となっています。人件費の削減額として、6年間で概ね5000万ぐらいになっています。昔は、古茂江のサントピアマリナーにも処理場がございました。その処理場も維持管理費がかかってきますので、その処理場を廃止して、洲本の方へ引っ張ってくるようにしております。古茂江の処理場で年間約3700万程の、経費がかかっておりました。それを平成26年度末で廃止し、平成27年度から洲本に引っ張ってきています。削減としてそういったことをしています。</p> <p>または効率的な維持管理を行うために、包括民間委託も行っております。</p> <p>その中で削減できるものに何かあるかと考えると、例えば、修繕費ですが、そのまま放置することはできません。修繕は適宜適切に実施する必要があります。無駄な支出はしていかないのは当然であるとして、何</p>

	か抜本的に支出の改善を取り組めるか言うと、これまで十分やってきておりますので、
会長	処理場の委託料は既に安い水準になっているのですか。
事務局	包括的民間委託で、事業者さんに委託しております。
委員	前回は話に出たのですが、どこから入ってきているの分からない水で、上水道の漏水と同じかと思いますが、その辺のメンテナンスは実施予定ですか。
事務局	<p>不明水の調査ですが、前回申し上げたかもしれませんが、多いかなと思われているサントピアマリーナで、修繕を行いましたので、今はどの程度減ったかを調べているところです。</p> <p>その他にもいろんなところから不明水っていうのは流れてきており、それを調査するのに、流量計であるとか、そういった機器類を設置して調べる必要がありますので、調査するにも費用が必要となります。</p> <p>ただ余りにも量が多い場合、調査・修繕というのを行っていく必要はあると考えています。</p>
会長	28 ページで、文章のところで、残りの 0.4 億円は基準外繰入金等で賄っているとありますが、ピンクの基準外繰入金は 0.1 億円で、0.3 億円はその他の部分ですか。
事務局	そうです。
会長	その他とは何ですか。
事務局	下水道事業会計で持っていたお金です。
会長	その時の収入ではないのですね。それはこの年度だけですか。翌年度はそのお金は無いのですか。
事務局	<p>もうほとんどございません。</p> <p>かつてはございましたが、それを取崩しているため、令和 5 年度末時点ではほとんど残っておりません。</p>
会長	<p>だから令和 5 年度で 0.5 億円に増加しているのですね。それに令和 8 年度では基準額繰出金をもっと増えている。令和 8 年度から令和 12 年度で 1 億円以上の基準外繰出となるということですね。</p> <p>それはキャッシュですか、それとも基金ですか。</p>
事務局	洲本市の下水道事業は平成 30 年度から企業会計に取り組んできました。その開始時に現金預金としてもっていたキャッシュです。
委員	令和 9 年度だと 1 億円が必要になるということですか。
会長	30%の改定率として、6 千万円では足りないですね。
事務局	経費回収率は 3 条だけを見た際のものですが、4 条の元金償還で資金不足は発生すると考えられます。

会長	元金償還のピークはもう過ぎているのではないですか。
事務局	ピークは過ぎますが、ほぼ横ばいで推移する見込みです。
委員	雨水分は良いのですか。
事務局	雨水公費の原則というのがございますので、雨水分の資金不足は一般会計で補填していただく予定です。
会長	雨水と汚水の割合は変えてないですね。
事務局	変えていません。 本市は雨水事業を多くやっているのです、他の島内の2市と比べても、雨水事業に対する繰出金は比較的多いと思います。
会長	1億は4条を含めた資金不足ですか。
事務局	3条の経費回収率を100%にした場合でも、その内部留保資金で4条の元金償還は全額賄うことができないと想定します。
会長	となると、この値上げでも4条の資金不足は賄うことはできず、4千万円ほどの資金不足は発生するということですか。
事務局	そのとおりです。 ですが、一般的に言われている経費回収率100%は達成できる見込みであるので、まずはそこを目指していくため、今回提案させていただいています。
会長	現行使用料ですと、令和8年度で経費回収率は78%となる見込みです。これを100%にするためには、28%の改定が必要になります。 審議会でどこまで言うかですが、まず、統一で挙げることについてはこれで構いませんか。皆さん何かご意見ございますか。オール洲本で考えるということによろしいですか。それはどの自治体もその方向で進めるのは通常だと思われます。 この案でどのように取り纏めるかです。
委員	経費回収率100%が目安と言われていますが、汚水処理費は使用料で賄うことが原則であると、それを100%まであげるのか、それとも100%は目標であって、下回る場合は、国などの許可は必要になるのでしょうか。
事務局	許可などは必要ありませんが、目指すところは100%ですので、この度の改定率は28%と考えています。
委員	現状でいけば経費は上がっていき、使用者がどんどん減っていく見込みであり、節水などもあれば、大きく変わってくると思います。
委員	これは収入減も見込んでいますか。
事務局	見込んでいます。

会長	見込んでいますね。前回の資料で、この先 10 年の人口減少を見込んで、将来の収入を予測しています
事務局	令和 6 年度にこの審議会を開催させていただき、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の話を、この度させていただいています。令和 13 年度から令和 17 年度の 5 年間については、5 年後に審議会を開催し、考えていく必要はあろうかと思えます。 その際は、令和 6 年度の審議会では、仮に 28%の改定を実施したとして、5 年後の審議会では 5%あるいは 10%の改定で済むことは考えられます。
委員	予測どおりであれば、令和 15 年度までは大丈夫ですよ。
事務局	予測どおりであれば大丈夫です。しかしながら、今回は令和 8 年から令和 12 年度までの見直しですので、令和 13 年度から令和 18 年度でどうなるかというのを見極めて、経費回収率が 100%の見込であれば、見直す必要はございませんが、経費回収率が 93%であるとか、90%を下回るようであれば、次の令和 13 年度から令和 17 年度の算定対象期間で、どのような使用料であるべきかを考える必要があろうかと思えます。
委員	上水道や下水道で値上げするなら他のもので代替しようということができませんよね。
委員	引っ越しするしかないですよ。
会長	水道はいつ値上げしたのですか。
事務局	直近の 10 年間は値上げをしていないと思います。
委員	経費の内訳が全く表記されていませんよね。減価償却費がどの程度あって、修繕費がどの程度あって等の内訳が。丁寧な説明が必要だと思います。売上の予測にしても同様であると思います。
委員	人件費を 9 人から 6 人にして、経費が削減されていることなども。
委員	人件費といっても、庁内の人件費ですよ。現場の人件費がどれだけ下がったかというのはわかりますか。
事務局	現場についてですが、外部に委託に出しています。
委員	現場の委託料が、かつてはこの金額でしたが、これだけ減らしているといったようなことです。 どれだけ上げるかよりも、どう説明するかの方が大事ではないでしょうか。 どれだけの企業努力をしてきたかを。
委員	機械設備は使用できる間は使用し続けるのでしょうか。それとも 20 年間や 30 年間の使用期間で更新するのでしょうか。

事務局	<p>使用できる機器は使用し続けます。</p> <p>ただし、電気設備等は何の前触れもなく、突然停止してしまうことがあります。そのような設備については、耐用年数経過後、ある程度経過した後、更新をしています。</p>
委員	<p>感覚的に 30%というのはかなり大きくて、18 年間見直しがされていなかったことが問題なのかと思います。どこかで見直しがされていれば、また少し違ったと思います。節水しようかとも思います。</p>
委員	<p>30%の値上げで経費回収率が 100%の見込みですけど、今の物価の上りから考えて、30%で済むかどうかですね。他の物価の上がり方から考えて 30%で済むかどうかです。他のものは 50%程上がっていますから。</p>
会長	<p>更新費用などはどうしても上がってしまいますからね。</p>
委員	<p>上水道の料金も上がるのですか。</p>
事務局	<p>申し訳ございませんが、その件につきましては、聞いたことがございません。</p>
委員	<p>ということは、この話は下水道を利用している世帯のみに問題となる話で、浄化槽を使っている世帯は関係が無いですね。</p> <p>上水道の料金と併せて考えないと、何が上がったのか分からなくなりますか。上下水道でまとめて請求があって、領収書をみているので。</p>
会長	<p>そういう意味では下水道使用料が 30%上がっても、請求時点では 30%も上がってないように見えますね。</p>
委員	<p>上水道と下水道の組織が違うことも皆さんご存じないと思います。私も今年になって初めて知りました。</p>
会長	<p>ようやく今年度から上水道の管轄が国交省になりました。</p>
委員	<p>上水道の料金の方が高いのですか。</p>
事務局	<p>上水道の方が高いです。</p>
委員	<p>上水道の方が高いので、値上げ率も半分以下に薄められます。</p>
会長	<p>感覚としてはそうですけれども、議会等では 30%で説明をするはずですよ。</p>
委員	<p>下水道に加入する際に敷地面積当たりの負担金を支払った記憶があります。</p>
事務局	<p>受益者負担金のことです。</p>
委員	<p>雨水については、何か支払っているものはありますか。</p>
事務局	<p>雨水に関しては何も頂いていません。</p>
委員	<p>下水道に加入したときの敷地面積当たりで支払った金額は汚水分で</p>

	すか。
事務局	おっしゃる通り、汚水事業分です。 洲本処理区では下水道接続できるようになった土地に対して 1 m ² 当たり 400 円の受益者負担金をいただいております、都志処理区では公共枿 1 つあたり 16 万 5000 円をいただいております。
委員	下水道の使用料見直しで 30%として、請求は水道と一本なので、どれだけ上がったかが分かりにくい。上水道と併せての見直しでも良いように思います。 浄化槽に戻るような家も出てくるのではないのでしょうか。
委員	浄化槽の方が災害には強いように思います。
委員	浄化槽はメンテナンスが大変です。
事務局	現行の下水道使用料は、一般家庭では平均的な浄化槽の管理費より安くなっていると思われま。
会長	費用の推移と今後の費用の動きについて、もう少し解りやすい資料を次回までに作成するというごをお願いします。 4 条は関係ないとはいえ、
委員	4 条とは何でしょうか。
会長	借金の返済と設備投資です。建設改良費の支出があるのと、補助金等の収入があるのと、借金の返済です。それらの関係の収支です。
委員	3 条は損益ですか。
会長	一般企業の損益計算書に近いものです。
委員	下水道管の寿命はどのくらいですか。
事務局	耐用年数は概ね 50 年とされています。
委員	まだ先でしょうから、更新の際は大変ですね。
委員	最も古いものでは、それ程先ではないのでは。
事務局	昭和の終わりからこの周辺の工事を行っていますので、40 年程経過しています。 耐用年数は 50 年ですが、実際に塩ビ製の排水管であれば、耐用年数の 1.5 倍は使用できるとされています。
委員	壊れ始めるまでは更新しないということですね。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	この度の能登半島の地震で、耐震化等は計画的に実施していく予定でしょうか。
事務局	現在、耐震化の実施設計等を行っており、耐震化工事も実施する予定です。

	その工事費用は投資的経費として、第 1 回審議会資料でお示した建設改良費の中に入っています。
委員	まさにそうした耐震化に資する使用料改定ですといった、大義名分ではないですね。 耐震化を実施することで、何かが劇的に良くなることもないですし。
会長	収入は令和 8 年度に改善する見込みですか。
事務局	令和 8 年度くらいに大口需要家 2 件の下水道接続を見込んでいます。
委員	ホテル街は処理区域外なのですね。
事務局	おっしゃるとおりです。
委員	旅館は全て処理区域内ではないのですか。
委員	下水道の処理区域外が多くありますよね。
会長	そういった旅館などが下水道に接続することができれば一番良いですよ。
委員	下水道管はあるけど、整備予定区域ではないのですよね。サントピアマリーナの汚水を送っている管があるだけです。
会長	そういった大口需要家が下水道に接続すると、大きな改善が見込まれるかもしれない。
事務局	その場合、処理場の能力を向上させる必要があるため、大きな設備投資が必要になる可能性があります。
会長	大口需要家の使用料を安くして、接続を促すことも一つの手段です。
委員	自分で設備投資して、その方が経費として安いのであれば、切り替えは難しいのかもしれない。
事務局	実際に下水道へ切り替えている旅館等もあります。
委員	その頃で言うと、切り替える前はトイレだけ処理する浄化槽だったので。
事務局	単独浄化槽であったか、雑排水等も処理する合併処理浄化槽であったかは分かりません。
委員	昔は必要なく、海に流しても OK でしたので、それを全て処理するとなると、下水道接続の方が安いと思います。
事務局	そこは何とも言えませんが、切り替えはしていただいています。
委員	周辺の寮なども処理区域外ですか。
事務局	寮も処理区域外です。その周辺では埋立のエリアのみです。
会長	下水道接続の可能性はどうか。
事務局	可能性はゼロではないと思います。

会長	相手側の施設が老朽化してきた場合、可能性がある。
委員	洲本市は、そのエリアを処理区域にする計画はないのですか。
事務局	現時点では、事業計画には入れていません。
会長	上水道も地下水を汲み上げて、自分で使用しているところもあります。それは料金が高いから。逡増性が良くない方向に向かってしまうと、そうなります。
事務局	普通だと、大量に使用すると割引があるが、それが逆になっています。
会長	まとめの部分を審議会としてどのようにコメントするかです。 費用に関する説明資料が足りないように思います。結論としては変わらないかもしれませんが。 ですが、28%か30%については、議論の余地があるように思いますが、皆さんいかがでしょうか。難しいところではあります。
委員	将来的にこれで大丈夫かという話になってくるのでは。 物価高になってきているので、余計にその話題は出てきます。
会長	18年間見直しを行っていない影響により、30%も上げないといけないことになってしまった。
委員	企業努力はしており、かつ民間委託も行っており、避けて通ることはできない。
会長	そのようなコメントとしましょう。 あえて30%を25%にすることは言いにくいと思います。
委員	基準となる指標としては100%しかないのですか。
事務局	一番解りやすいところだと思います。
委員	プラス、マイナス数%までは大丈夫などは言われていませんか。
事務局	それはございません。
委員	私は使用料改定について、反対するつもりで来ていました。 これに関しては、納得する人もいれば、納得しない人もいます。
委員	30%改定した場合、3市で比較すると飛びぬけて高くなるわけではないですよ。
事務局	淡路市の下になります。
委員	10数年間改定してこなかったこともコメントとして、入れておかなければなりません。
委員	見直さなかった理由はありますか。
事務局	現金収支がなんとか釣り合っていたためです。
委員	令和2年度までの経費回収率しか表記されていませんが、それ以前

	は100%に近かったのでしょうか。
事務局	本市では平成30年度から法適用（財務適用）を行っているため、例えば、平成20年度のもの単純に比較するのは難しいかと思います。
委員	仮の試算も難しいでしょうか。
事務局	減価償却費をどのように捉えるかで、大きく変わってきます。元金償還額と減価償却費を同額とみなすことが出来ないためです。
会長	公共下水道事業で何%、特環下水道事業で何%とかは残すのですか。
事務局	洲本市の下水道事業として考えますので、この表のみです。
会長	決算統計等はどうですか。
事務局	決算統計では、事業別に提出することを求められているので、その際は、公共下水道及び特環下水道それぞれでの提出となります。
会長	個別に考えない方がいいです。
事務局	使用料改定については、公共・特環・コミプラを一つとして捉えます。
会長	今の宿題資料を作っていただくのを約束して、まとめとしては、致し方ないとして、取りまとめて、次回の審議としようと思います。
委員	下水道に加入してもらう努力が必要で、ここで30%値上げしました、で終わるのではなく、今後のことも考えて、皆さんに出来るだけ加入してもらえよう努める必要がある。
会長	水洗化率の向上を目指して、収入の確保をすること。ただ経費の削減は難しいとはいえ、我々としてはこのことも言うべきです。
委員	経費の削減と使用料収入の向上の両方ですね。 それにエリア拡大をしない方がいいのであれば、エリアの検討を実施するなど。まだ予定区域の全域は整備してなくて、まだ随分と残っていますよね。それに関しても、整備しないように言う必要があるのではないのでしょうか。整備すると余計に悪化するのですよね。であれば、現状の処理区域での加入促進が必要である。
会長	使用料収益が見込めるところを整備していく予定となっていますので、水洗化率の向上については、言うことはできますが、整備率のところまでは言いにくいかと思います。
3. その他	
会長	それでは、議事録の件ですが、またご指名させていただいてもよろしいでしょうか。
事務局	こちらで議事録を作成しますので、ご確認後に署名をお願いします。 最後に、第3回の日程ですが、皆様にご都合をお伺いしております、10月9日に開催したいと思います。時間は同じく13時30分から

	で、場所につきましては、開催の通知をお送りいたしますので、そちら でご確認をお願いいたします。以上です。
--	---

4. 閉会
